

第2期香春町子育て支援及び地域活性化交流施設（KAWALABO）指定管理者募集要項

1. 目的

香春町では、香春町子育て支援及び地域活性化交流施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香春町子育て支援及び地域活性化交流施設の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第7号、以下「条例」という）第11条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

2. 業務名称

第2期香春町子育て支援及び地域活性化交流施設（KAWALABO）指定管理業務

3. 対象施設

香春町子育て支援及び地域活性化交流施設（KAWALABO）

福岡県田川郡香春町大字香春 751 番地

別紙1「香春町子育て支援及び地域活性化交流施設概要」参照

4. 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年度間）

5. 指定管理業務内容

別紙2「第2期香春町子育て支援及び地域活性化交流施設（KAWALABO）指定管理業務仕様書」参照

6. 指定管理料

対象施設の管理運営に係る電気代、水道代、浄化槽管理委託料、冷暖房設備等保守点検業務委託料、エレベーター保守点検業務委託料、Wi-Fi 回線料等の3割相当分

別紙3「香春町子育て支援及び地域活性化交流施設運営経費町負担額（令和8年度予算額ベース）」参照

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

8. 参加者の構成

本プロポーザル審査に参加する場合は、次に記載する体制及び構成を全て満たしていることとします。

- (1) 募集の概要を理解し、本事業を確実に遂行していくことができる体制を有する（又は構築できる見込みがある）こと。
- (2) 単独の法人又は複数の法人により構成されたグループ（以下「グループ」という。）であること。

- (3) グループで応募する場合は、事業主体となる法人（以下「代表法人」という。）を定め、代表法人が応募手続を行うこと。
- (4) グループで応募する場合は、応募後に代表法人及び構成員の変更をすることは原則として認めません。ただし、本町が承認した場合は、この限りではありません。
- (5) 単独で応募した法人が他のグループ応募の構成員となることはできません。また、グループの構成法人は、2つ以上のグループの構成員となることはできません。

9. 参加条件

次の条件を全て満たしていることとします。

- (1) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による欠格条項に該当していないこと。
- (3) 香春町業者登録の有無は問いません。ただし、本町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当していないこと及び香春町暴力団等排除措置要綱（平成24年要綱）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 最近3年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 類似業務又は関連業務の実績が、平成29年度から令和8年度までに1件以上あること。

10. 募集スケジュール（予定）

内容	日程
実施要項の公表（告示） 参加表明書・質問の受付開始	令和8年9月9日（水）
質問の受付締切	令和8年9月25日（金）17時まで（必着）
質問に対する回答	令和8年10月2日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年10月9日（金）17時まで（必着）
応募申請書類の提出期限	令和8年10月20日（火）17時まで（必着）
プレゼンテーション審査日通知	令和8年10月23日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年11月4日（水）
指定管理候補者の決定	令和8年11月上旬（予定）
指定管理者の議会議決	令和8年12月を予定
指定管理者指定の告示	議会議決速やかに実施
契約の締結	令和9年3月までに実施

11. 質問の受付

- (1) 提出期限 令和8年9月25日（金）17時まで（厳守）
- (2) 提出方法 メールまたは持参とします。メールの場合は、件名に「【会社名】第2期

KAWALABO指定管理者募集に係る質問票の提出について」としてください。持参する場合は、提出する日時をあらかじめ下記提出先担当課に電話でご連絡ください。様式は、質問票（様式2）とします。

- (3) 提出先 香春町役場 地域振興課 商工振興係

Email shoukou@town.kawara.fukuoka.jp

- (4) 回答は令和8年10月2日（金）頃に、質問者名を伏せて香春町ホームページ上で公開します。

1 2. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年10月9日（金）17時まで（厳守）

- (2) 提出方法 メールまたは持参とします。メールの場合は、件名に「【会社名】第2期 KAWALABO指定管理者募集に係る公募型プロポーザル審査参加表明書の提出について」としてください。持参する場合は、提出する日時をあらかじめ下記提出先担当課に電話でご連絡ください。様式は、参加表明書（様式1）とします。

※応募申請書類をご提出の際に原本をご提出ください。

- (3) 提出先 香春町役場 地域振興課 商工振興係

Email shoukou@town.kawara.fukuoka.jp

1 3. 応募申請書類の提出

- (1) 提出期限 令和8年10月20日（火）17時まで（厳守）

- (2) 提出方法 直接窓口を持参してください。提出する日時をあらかじめ下記提出先担当課に電話でご連絡ください。

- (3) 提出先 香春町役場 地域振興課 商工振興係

Email shoukou@town.kawara.fukuoka.jp

1 4. 提出書類

提出書類は以下に掲げる書類とします。

- (1) 参加表明書・質問票

区分	No.	提出書類	様式
応募関係	1	参加表明書	様式1
	2	質問票	様式2
	3	参加辞退書	様式3

- (2) 応募申請書類

区分	No.	提出書類等	様式
条例書類	4	指定管理者指定申請書	別途指示
法人関係	5	事業者の概要	様式4
	6	法人の沿革・概要が分かる資料	任意の様式
	7	法人登記事項証明書（直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書）	

	8	定款等	
財務関係	9	決算報告書（年度ごと、会計区分ごとに直近3年分）	
	10	国税及び地方税の納税証明書 （直近1年間の決算報告書に対応するもの）	
運営関係	11	企画提案書	様式5
	12	経費見積書	任意の様式
実績関係	13	事業者受託実績書（本業務と類似した業務の受託実績を確認できる契約書の鑑、仕様書等）	様式6
	14	施設責任者受託実績書（業務担当予定の施設責任者の本業務と類似した業務の受託実績を確認できる契約書の鑑、仕様書等）	様式7

※各様式とも記載欄は目安とするもので、その内容に応じ自由に加工や追加することが可能です。また、任意の様式に記載することも可能としますので、様式中にその旨を記載してください。

(3) 事業計画書一式 : 15部（正本：1部、副本：14部）

応募申請書類のうちNo.4とNo.5～14を一つ綴ったもの

(4) (2) の応募申請書類一式のPDFデータ（表紙は事業者名入り）を別途メールにて提出

1.5. 提出書類の留意事項

- (1) 応募申請書類及び事業計画書の提出方法については、別紙4「応募申請書類の綴り方」を参照ください。
- (2) 提案書は原則11ポイント以上の文字の大きさとし、読み取りやすいようにしてください。
- (3) 提出書類は日本語で作成してください。

1.6. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権については、各々の作成業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で香春町が必要と認めるときには、香春町はこれが無償で利用できるものとします。また、提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 提出書類作成に要する費用及び本プロポーザル参加に要する費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出書類は選定を行う作業に必要な場面において複製を作成することがあります。

1.7. 参加の辞退

参加事業者は、プレゼンテーション審査までの間、担当課宛てに辞退の理由を付して参加辞退書（様式3）を提出することにより、プロポーザルへの参加を辞退することができます。

1.8. 指定管理候補者の選定方法等

指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたっては、「香春町公の施設の指定管理者選定委員会要綱」に基づき選定委員会を設け、企画提案書等の提出された書類及びプレゼン

テーション審査内容を審査し本業務に最も適していると認められる事業者を候補者として選定します。なお、選定委員会は非公開とします。

(1) 審査（プレゼンテーション審査）

参加条件を満たした事業者に対し、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション審査を行い、提案内容の評価を行います。算出した総合得点により、候補者を決定します。

実施時間は、1事業者につき、60分以内（目安として、プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分以内、その他準備及び撤去等10分以内）とします。

※プレゼンテーション審査の出席者数は3名以内とし、うち1名は本指定管理業務を実際に担当する施設責任者が必ず出席してください。

※プロジェクター及びスクリーンは本町が用意します。パソコンその他機器は提案者が用意してください。なお、接続端子はHDMIとします。

(2) 審査方法

各委員の合計点数を平均し、その得点が最も高い事業者を候補者として選定します。ただし、最高得点者が2事業者以上になった場合は、選定委員会の協議により候補者を選定します。また、合計点数の平均が満点の6割に満たない場合、候補者として選定しません。

(3) 審査基準と評価点

No.	項目	小項目	配点
1	施設の平等な利用の確保が図られるものであるか (指定手続条例第4条第1項第1号)	施設の利用等に関し、公の施設としての公平性を維持する考え方と方策があるか	10
		だれもが訪れたくなる施設づくりの考え方と方策があるか	
2	施設の効用を最大限に発揮できるものであるか (指定手続条例第4条第1項第2号)	KAWALABOの施設特性を生かした事業計画であるか	10
		かわらっこパークエリア内事業者として、エリア全体が賑わう方策があるか	
3	施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであるか (指定手続条例第4条第1項第3号)	施設の良好な環境の維持に関し適切な方針や管理体制が取れているか	10
		経費節減のための工夫がなされているか	
		上記について入居事業者や施設利用者との意識共有等図れる仕組みとなっているか	
4	施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであるか (指定手続条例第4条第1項第4号)	管理を安全かつ安定的に行う能力はあるか	10
		管理手法、維持管理体制が明確か	
		類似施設等の管理運営実績はあるか	
		個人情報の保護についての配慮と必要な措置は取れているか	
5	施設の設置目的を達成する基準を満たすものであるか	下記設置目的に沿った運営計画であるか ・子育て支援に関すること	10

	(指定手続条例第4条第1項第5号)	・地域コミュニティの振興に関すること ・就業支援に関すること ・ITの活用に関すること ・企業誘致に関すること	
--	-------------------	--	--

(4) 審査結果

審査の結果は、香春町ホームページ上に公表し、併せて全申請者へ文書にて通知します。なお、審査の経緯についての公表は行いません。また、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けません。

19. 契約内容の調整、詳細仕様の決定

香春町公の施設の指定管理者選定委員会の審査により決定された候補者を指定管理者として指定する議案を町議会に上程（令和8年12月定例会（予定））し、議決後に指定管理者として指定します。その後、契約内容等の最終協議を経て契約を交わします。

20. 参加事業者の失格

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「9. 参加者の構成」及び「10. 参加条件」に定める参加条件を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

21. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、香春町のまちづくりに係る行政趣旨を理解し、関係団体等の連携・協力のうえ運営していただきます。
- (2) 事業内容については、町と協議のうえで変更する場合があります。
- (3) 審査に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- (4) 提出書類は、選定以外の目的で使用することはありません。
- (5) 本件提案について、町の関係職員に接触することを禁止します。
- (6) 提出書類は香春町情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- (7) 町が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部（個人情報等を除く。）を公表することがあります。

22. 担当部署（問い合わせ先）

香春町役場 地域振興課 商工振興係

所在地 福岡県田川郡香春町大字高野994番地

電 話 0947-32-8413（直通）

Email shoukou@town.kawara.fukuoka.jp